

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第85号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条 第47条）」

を

「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の2・第42条の3）」

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条 第47条）」

に、

「第5節 削除」

を

「第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第114条 第131条）」

に、

「第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第182条 第188条）」

を

「第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第181条の2・第181条の3）」

第 7 節 基準該当居宅サービスに関する基準（第 182 条 第 188 条）  
に改める。

第 1 条中「第 70 条第 2 項第 1 号」の次に「、第 72 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号」を加える。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 共生型居宅サービス 法第 72 条の 2 第 1 項の申請に係る法第 41 条第 1 項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第 10 条中「居宅介護支援事業者」の次に「(法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第 14 条第 1 項中「提供する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第 28 条第 3 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第 35 条の次に次の 1 条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第 35 条の 2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第 3 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第 165 条第 2 項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第 2 章中第 5 節を第 6 節とし、第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第 42 条の 2 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年条例

第96号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条及び第181条の2において「障害者総合支援法」という。)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。同号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第4条、第5条(第1項を除く。)及び第6条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第5条第2項中「利用者」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第59条中「第40条」を「第35条まで、第36条から第40条」に改める。

第63条中「第36条まで」を「第35条まで、第36条」に改める。

第65条第5項中「第193条第10項」を「第193条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第40条」を「第35条まで、第36条から第40条」に改める。

第81条第1項中「は、当該事業」を「が当該事業」に、「に、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第81条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第82条の見出し中「の要件」を削り、同条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第91条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第92条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第113条中「第38条」を「第35条まで、第36条から第38条」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

#### 第5節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型通所介護の基準）

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。） 指定自立訓練

(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第93号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。))を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。))を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))

の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第115条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第33条から第35条まで、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第33条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第36条まで」を「第35条まで、第36条」に改める。

第138条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第148条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第153条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービ

入を提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第165条第2項中「(指定居宅介護支援等基準条例第3条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第168条中「第40条」を「第35条まで、第36条から第40条」に改める。

第188条中「第36条まで」を「第35条まで、第36条」に改め、「静養室等」との次に「、第167条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と」を加える。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

#### 第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必

要とされる数以上であること。

- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第181条の3 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第33条から第35条まで、第36条から第40条まで、第42条、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第191条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護



医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下第207条及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第202条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第207条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第215条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第218条第8項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第226条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第237条中「第40条」を「第35条まで、第36条から第40条」に改める。

第 2 3 8 条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 2 4 8 条中「第 4 0 条」を「第 3 5 条まで、第 3 6 条から第 4 0 条」に改める。

第 2 5 5 条第 1 号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第 2 5 6 条第 4 項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第 2 6 3 条中「から第 4 0 条」を「、第 3 5 条、第 3 6 条から第 4 0 条」に改める。

第 2 6 5 条中「から第 3 6 条まで」を「、第 3 5 条、第 3 6 条」に改める。

第 2 7 6 条中「から第 4 0 条」を「、第 3 5 条、第 3 6 条から第 4 0 条」に改め、「利用者」との次に「、第 3 2 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則第 1 0 条第 1 号中「以下」を「老人福祉法第 2 0 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。附則第 1 3 条において同じ。)(以下この号において)」に改める。

附則に次の 3 条を加える。

第 1 3 条 第 2 1 8 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 3 6 年 3 月 3 1 日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第 1 5 条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

第14条 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第15条 第220条及び第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第255条第1号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

### (看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下この項において「旧条例」という。)第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。)が行うものについては、旧条例第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

### (提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正に伴い、指定居宅サービス等に係る基準を見直す等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。